

### Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成29年度版)に対する 市民意見及び市の考え方

平成29年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年度版)」について、平成29年6月23日(金)から平成29年7月7日(金)の15日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、4名の方より81件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見とそれに対する市の考え方をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)  
進捗状況報告書(平成29年度版)に対する市民意見及び市の考え方**

- 募集期間 平成29年6月23日(金)～平成29年7月7日(金)
- 意見提出者数 4人
- 意見の件数 81件

●内容別の意見件数	項 目	件 数
	①進捗状況報告書全般について	6
	②目標及び重点施策	73
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	47
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	12
	テーマ3 資源循環型社会の構築	6
	テーマ4 低炭素社会の構築	4
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	4
③その他	2	
合計		81

①進捗状況報告書全般について		
No.	意見の内容	市の考え方
1	計画の進行について、年間の進行管理図の公表の前、市民・事業者による検証結果の公表をお願いします。	「市民・事業者によるモニタリング」については、コア地域のモニタリング、家庭・事業者等におけるエネルギー消費量のモニタリングを想定しています。コア地域のモニタリングについては、市民参加による「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査(再調査)」を平成27年度から実施中です(最終取りまとめは29年度予定)。エネルギー消費量のモニタリングについては、「夏の省エネコンテスト」の結果について、報告書に記載しております。
2	計画の進行について、PDCAサイクルにより、環境基本計画の進捗状況は他の計画に比べれば、しっかりされていると考えている。このサイクルの中のcheckの部分にある「市民・事業者によるモニタリング」及び「市民・事業者による検証結果」があつて進捗状況報告書ができていて書かれているが、この二つはどこでされているのか、何を指すのか、教えてほしい。進捗状況報告書を環境政策課がとりまとめる場合、市民・事業者が検証結果を出していれば、行政側のこんな一方的なやっていることだけを書いた報告書はできていないと考えるので、改善が必要である。	計画では、市民・事業者がモニタリングを行った施策については、市民・事業者による検証を行うとしていますが、モニタリングの検証までを市民・事業者が行うまでには至っていないのが現状です。なお、これまでの自然環境評価調査については、市民の方々の御意見を伺いながら取りまとめを行ってまいります。
3	P.8.9の担当課の評価は前年とすべて同じである。重点施策37項目中A評価2項目、B評価が16項目となっている。評価基準に幅があることも原因かと思うが、前年度と比較して進展している重点施策がないのは残念である。また、所管部署によってほとんど進展していないものや詳細説明において目標の達成度やその評価があいまいなものが見られる。 次年度の施策展開にあたって、PDCA評価手法に基づき、実施できなかった理由やその改善策などを取り上げ、環境審議会ですら十分に審議いただき、市民に分かりやすい次年度の計画、方針を策定して実施されるよう要望する。	評価については、重点施策として掲げた取組内容がどれだけ進んだかを評価しています。環境に関する取り組みは、単年度で大きく成果として現れることは少ないため、取り組みを進めてはいるものの、評価アップに直結しない部分もあります。進捗状況報告書での成果・課題と評価、また、3月に発行予定の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」については、今後とも分かりやすい表現とするよう努めます。
4	市民、市民団体、事業者の取り組み状況を一覧できる形にまとめた点は評価できる。なお、同じ団体の活動は団体ごとに時系列で整理してはどうか。また、活動に参加した市民が次年度以降も継続的に関わっていただくような施策を関係者で話し合う場をぜひ考えてほしい。	記載の仕方、表現については今後も改善を図り、分かりやすい報告書としていきます。
5	表紙の挿絵にクイズを活用したことは計画に親しみを持ってもらう点でよかった。	
6	P. 10凡例目標の変更履歴の年度(平成)は、変更年度とした方が分かりやすい。変更がない場合は、初年度を記入する。年度23～28や変更履歴の～28年度の表現は分かりにくい。	

## ②目標及び重点施策

### テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

#### 施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
7	12～13	目標1	モニタリングで指標種の増減があったものの名前(植物か?動物か?)を記述してほしい。また、減少した理由や回復対策(有無)なども記述してほしい。	指標種の確認数の減少理由については、遷移などによる環境の変化や土地利用等に伴う自然環境の喪失、水田の減少などが考えられます。対策については、保全作業を行う中で、植物の移植、外来種の抑制などを実施しています。 なお、指標種の増減や理由の考察については「茅ヶ崎市自然環境評価再調査報告書」(市ホームページで公開中)に掲載しておりますが、より分かりやすい記載方法について検討していきます。
8	12～13	目標1	達成状況についてもこの7つのコア地域については27年度から自然環境評価調査を実施している、ことが抜けています。また城之腰、汐見台についてどのような位置づけにしていこうものか、明確にほしい。	平成27～29年度にかけて第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査を実施していることに関しては、目標1の進捗状況の脚注として記載しております。コア地域(コアマップ対象地区)については、市内全域を対象とした自然環境評価調査(平成17年度とりまとめ)で位置づけたものとしています。城之腰、汐見台については、再調査の検討会議において調査員の方からの提案を受けて調査を実施しているものです。今後の位置づけについては、調査結果などを踏まえて必要があれば検討していきます。
9	15	—	行谷の場所の説明に重要景観地点の代表的な指標である「樹林」が抜けている。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
10	16～17	重点1	保管理体制計画(清水谷、柳谷、赤羽根十三区)の進行管理はどこのようにおこなっているのでしょうか。保管理体制計画に基づいての根拠を示してください。	清水谷特別緑地保全地区の管理主体は市です。市民団体「清水谷を愛する会」の御協力をいただき、打ち合わせを行いながら保全管理を進めています。 柳谷については、公園管理者である県と指定管理者を中心に、市民団体と市も含めた調整を行いながら保全管理を行っています。 赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区の管理主体は土地所有者と市になっています。市民有志の皆様と市で定期的に打ち合わせを行い、作業の振り返りを踏まえて、以降の作業予定を検討していきます。
11	16～17	重点1	この施策に求められているものが概要に書かれていることだとすると、それがどのように充実しているか、何が原因で出来ない部分があるかを書くべきである。もう何年もやって来ているので、書き方を工夫してほしい。	施策の達成状況については、しっかりと分析を行うとともに、記載の仕方、表現についても、今後改善を図り、分かりやすい報告書としてまいります。
12	16～17	重点1	課題の部分で、関係課が連携し、保管理体制スケジュール等の見える化を図る必要があると書かれている。清水谷を愛する会は年度当初に今年度の重要な管理作業について提示しているので、予算の配分等や年間スケジュール等は行政がやって当たり前のことである。しかし、何年経っても計画的な保管理体制への支援がされない。その解決のために、政策提案までした結果が、この記述だと考えると情けない。原因は、自然環境の保全についての行政機構が不十分だからである点をしっかり考慮してほしい。環境基本計画に対する環境審議会が何度も答申に記載している部分をもう一度、検討してほしい。	課題を踏まえ、平成29年度からはスケジュールを提示し、予算配分を含めて打ち合わせをしながら作業を進めています。今後も、引き続き市内での連携しながら、市民団体「清水谷を愛する会」への支援を行います。 自然環境の保全に関する取り組みについては、現総合計画において顕在化した課題を整理・検討し、これまで以上に関係部局間で緊密に連携を図りながら、自然環境の保全に向けた事業を推進してまいります。 また、行政機構に関しては、次期総合計画基本構想の策定に併せて検討します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
13	16~17	重点1	課題として出ているものは、以前から市民がやってほしいと言っていたものである。しかし、各地域の関係者とは行政では自治会関係者の場合が多い。そうではなく、一般の地域の方がその地域を大切に思ってくれる必要があるために、施策を実施するべきである。	自然環境の保全には、一般の地域の方や土地所有者の方に、自然環境について理解を深めていただくことが大切です。そのため、取り組みの一つとして、観察会や保全作業の実施について、広報紙や市ホームページでの周知を行っています。また、従来より実施していた広報特集号での各コア地域の紹介に加え、平成29年度から始めたニュースレター「ちが咲き」の発行など、新たな取り組みも実施していきます。
14	16~17	重点1	特別緑地保全地区に指定した区域の保全管理は、管理上の課題をそのままにせず、土地所有者や近隣自治会にも相談して対策を考えて、有志だけでなく近隣住民ほか関心がある市民が保全管理に参加できるような体制をしっかりと整える必要がある。決算額33,696千円の保全費とはどんな費用？土地の取得費？土地借用費？	特別緑地保全地区の管理については、近隣住民を含めた市民の皆様にも御参加いただけるよう、広報紙やホームページで活動内容の周知などを行っています。 赤羽根字十三区周辺保全費の決算額につきましては、土地の取得に要した費用及び維持管理(道路へ越境した枝木の伐採)に要した費用です。
15	16~17	重点1	清水谷を先進地の例にと言われているが清水谷はうまくやれていない例である。地権者に対する協定内容が不十分であるために、特別緑地保全地区であり、借地として負担金を払っているにもかかわらず、一般の特別緑地保全地区と同じように地権者がその土地を自由に使用している。ウメの実を収穫し、その下草を刈られたり、ヤギを放牧されたり、竹林を整理しタケノコがたくさん生えてくるようになったら採って行くということが起こっているのが現実である。根本的な地権者との協定を見直すべきである。	特別緑地保全地区制度は、その制度上、営農を続けていくことや、生活に利用することなど、すべてを禁止するものではありません。その上で、清水谷の自然環境を維持するために地権者の方との間で協定を締結しているものです。この協定により、農地の拡大や仮設工作物の設置などによる自然環境の破壊を防いでいます。 清水谷の保全は、保全管理活動をされる市民ボランティアと土地所有者の双方の御協力があって成り立っていると考えております。今後も清水谷の保全管理が円滑に進むよう、土地所有者の御理解を深められるように調整を行います。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
16	18～19	重点2	<p>緑のまちづくり基金の活用方法            活用法の検討が全く進展していない。優先度をどうするか等の整理が終わらないためと書いてあるが、みどりの保全条例が策定されたにも拘わらず、優先順位を決められないのは、条例に不備があるからではないか？条例に「みどりの保全地区」の条項が追加されたが、具体的な内容はあいまいなままである。みどり基金は社会情勢が変わる中で、市街化区域、市街化調整区域に関わらず、開発行為などによって緊急にみどりの保全が必要になったところの保全に活用することにはどうか。兵金山公園の開発に当たり保全対策にみどり基金が活用できず、開発が行われて公園がなくなってしまうが、このようなことがないようにしてほしい。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、成果には当該交付金の準備を実施する(した)ことになっているが、どこに使うためか？赤羽根十三図の土地取得に充当されたのか？分かりやすい記述にしてほしい。</p>	<p>基金活用の考え方については、これまで具体的な内容の検討に至っておりませんでした。条例見直しなどの条件が整いつつありますので、平成29年度には具体的な方向性を示していきたいと考えております。内容の検討に併せて、公開等の取扱いについても整理していきます。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区内の土地の取得に充当しています。</p>
17	18～19	重点2	<p>緑のまちづくり基金条例は見直しの時期だと思います。ガイドラインはさらに市民に公開してほしい。</p>	
18	18～19	重点2	<p>毎年毎年、「条例ができてから」「地域が決まらないから」とかの言い訳で、緑のまちづくり基金のルールづくりは延ばされている。3年前にはガイドライン案が出されて、それがすっかり撤回されてしまった。茅ヶ崎市としての自然環境を保全するためのまちづくり基金のルールづくりは緊急を要する。現在でも、特別緑地保全地区(清水谷・赤羽根十三図)の公有化が徐々にされている状況であるために、戦略的な考え方をすべきである。このような時に、P.19の課題の書き方は、良く分からない。</p> <p>例えば、特別緑地保全地区を全て公有地化するにはどの位の予算が必要で、今のままのまちづくり基金の状況で十分なのかどうか、特定の場所を公有地化するとした場合の市民からの寄付金募集のルールなど、様々な課題を考えておく必要がある。</p> <p>また このルールは、以前から提案している「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」を改定し、その中で規定すべきであると考えている。</p>	
19	18～19	重点2	<p>市からの積み立てが激減しているなか、ふるさと納税が緑のまちづくり基金に入るようになったことはよかった。イオングループの「ご当地WAON」には利用額の0.1%がその自治体に寄付されるというシステムがあります。茅ヶ崎市の大型店が2店舗のありますので、そのくらい貢献してもらってもよいのではないのでしょうか？検討してください。</p>	<p>当該事案につきましてはこれまでに検討を行いました。制度構築にあたっての諸条件を整えるのが困難であり、実現には至りませんでした。導入コスト、ランニングコストを考慮すると、「ご当地WAON」が有効に機能するためには、導入から1年で3万枚の発行が一つの目安とされていますが、本市よりも人口規模の大きい自治体でも苦戦している状況にあると聞き及んでおり、本市での導入は現時点では困難であると考えます。</p>
20	18～19	重点2	<p>P.19の茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用事例について            なぜ、全ての活用事例に面積や買収金額などが書かれていないのか。しっかり記載すべきである。</p>	<p>今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。</p>



No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
21	20～21	重点3・4	清水谷の保全管理 毎週保全作業を行なっている市民団体の方の話では、ヤギの放し飼いなどで、植生への被害があると聞いているが、特緑保全地区は保全管理上の規制があることを土地所有者や来場者に周知徹底することが大切である。看板を設置しているが、改めて注意喚起が必要と思う。	清水谷特別緑地保全地区での「来訪者のルール」の周知については、看板以外にも特別緑地保全地区や定例観察会の周知など、様々な機会を捉えて行ってまいります。また、ヤギの所有者へは、特別緑地保全地区内の樹木が立ち枯れてしまうような過剰な利用を控えていただくよう依頼をしており、今後も注意喚起していきます。
22	20～21	重点3・4	「市民活動団体『清水谷を愛する会』と連携・協力した保全管理」としているのだから、何度も「市民活動団体『清水谷を愛する会』」と出す必要はない。書き方は読んだ人が分かるように書いてほしい。 例えば、【会と茅ヶ崎市は今年度も協定書を締結した。会は、保全管理計画に基づき、生物多様性に配慮した保全管理として、毎週火曜日に保全作業を行っている。また、市民への自然環境の理解を深めるための活動として、毎月第一日曜日に定例観察会を実施している。 茅ヶ崎市は、保全管理のために、会との定期的な情報交換と必要な物品購入や作業の支援等を実施しており、定例会は広報紙での周知を行っている。 会ができない部分である樹木の伐採等の大掛かりな保全作業については、茅ヶ崎市が行っている。】 というような書きの方が理解できるのではないか。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
23	20～21	重点3・4	五行目の「生物多様性に配慮した植物の保全等を行いました。」は間違いである。生物多様性に配慮した保全作業をしたのであり、それによって植物だけでなく、様々な生きものが保全されているのである。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
24	20～21	重点3・4	希少植物へ配慮した草刈りを行っていたのは事実だが、それは毎年清水谷を愛する会が協力して成り立っており、今年度はその成果が表れており、ヤマユリやチダケサシなどが咲くようになった。	引き続き、清水谷内の希少植物の保全につきましては、市民活動団体と連絡・調整をおこないながら、進めていきます。
25	20～21	重点3・4	汚水流入への対策が不十分であり、固形物などが排水として流入していることは課題である。	清水谷内の自然環境の保全を目的とし、浸透枿の設置及び清掃を行っています。同時に、当該浄化槽を使用している住民の方に対して、清水谷地区の環境への配慮を依頼していきます。
26	20～21	重点3・4	市民の森で生物多様性がどのように理解し、実施されているのか、分からないので具体的な記述をしてほしい。	市民の森の法面において、ヤマユリ、チダケサシ等の希少植物に配慮しながら、除草を実施いたしました。
27	20～21	重点3・4	(仮称)小出第二小学校用地について「教育基本計画」の28年度の事業報告では「野外研修施設」の検討をしているようです。同じ内容になっていないのはどういう理由なのでしょう。	「周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用」については、平成28年度教育委員会の点検・評価において、「野外研修施設等の検討」としています。事業名が異なっているのは、教育委員会の点検・評価における事業名が、茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画の事業名となっているためです。それぞれの事業で実施した内容は同一のものであり、柳島キャンプ場等の類似施設や小出暫定スポーツ広場の利用状況について、情報共有を図ったものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
28	20～21	重点3・4	教育委員会内部検討会議の開催について、これを開催すれば自然環境に配慮した活用ができるわけではないので、事業そのものがおかしいと思う。以前税金を使い実施された専門会議等の内容をどのようにするつもりか、検討結果を出してほしい。	次回より、事業名を内容に見合ったものに変更します。 平成20年度に市民会議を行った経緯がありましたが、現在は小出暫定スポーツ広場として利用しています。柳島キャンプ場等の類似施設、また新たに(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設が建設される中で、自然とふれあいを実感できる場としてどのように活用すべきか、丁寧に検討していました。今後、小出暫定スポーツ広場としての利用状況や他の施設の存在を踏まえて検討を進めていきます。
29	22～23	重点5・6	関係機関との情報共有の項で、「市が占有している」という表現は間違いで、県の所有地を「市が占有している」に要修正。また、保全管理活動の支援の項、2行目「意見交換の場を支援」という表現もおかしい。占用地の保全管理のための関係機関との調整作業は市が行うものであり、支援ではない。 「築堤と河畔林」の写真に築堤が写っていない。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。 なお、占用地については、国有地を市が占有しているものです。
30	22～23	重点5・6	ここの概要に書かれているようなことが、行政側が推進できないために、エコワーク等の市民団体が協力して講座を開催し、団体を立ち上げたものである。私たち市民団体ではできないことは限られているので、本来は平太夫新田全体を考えると茅ヶ崎市としての保全管理のルールやシステムを確立すべきである。また、地域の方々の保全管理への参加システムも確立すべきである。 活動を広報してくれることが支援ではないことを自覚してほしい。	平太夫新田内の市占用地の保全管理の考え方については、平成28年度から検討を行っており、併せて近隣自治会への周知も行っています。引き続き、保全管理の考え方の取り組みに向けて検討を行っていきます。
31	24	重点7	保全管理体制の検討で、活動組織が管理上の課題があるからと書かれているが、湿地の部分だけがゴルフ場の休業日に行なわれなければならないだけである。またトイレ・洗い場等は公園ではないので無くて当たり前である。今後有志ではなく、組織として確立すべきである。	保全組織の設置については有志市民での保全作業を進めていく中で検討します。トイレ・洗い場等がない事については、保全活動の新たな担い手を増やしていく上で課題となる可能性があることから記載しているものです。
32	25	重点8	この施策では、貧栄養の校庭だった所だけが大切ではなく、周辺等の一体的な保全や市民への開放が重要な施策である。いつまでもこのままだと樹林も草地もひどくなるばかりである。 また、コア地域であるにもかかわらず、周辺の樹林は無届で伐採され、無許可での簡易建物がたくさん建てられ、道路の拡幅で土手の植栽も破壊されている状況である。対策を地権者と協議すべきである。	貧栄養の草地を含む学校跡地については、民有地であり土地利用計画がある中で、市民への開放等は難しい状況ではありますが、土地所有者の御理解をいただきながら定期的な調査等を行っています。今後の土地利用にあたっては、希少性の高い植物の保全等について、土地所有者との協議を行いたいと考えています。また、学校跡地周辺の保全については、学校跡地の土地利用状況を踏まえて検討を行っていきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
33	26	重点9	遊水池計画に伴う初期段階の道路計画などの整理ができたとの記述があり、土地所有者との説明会が行われているが、この地区で細流周辺の保全活動を行なっている市民団体にも説明をされているか？行谷地区は次の特緑指定地区に挙げられている地区である。 課題に細流の保全について具体的進展がなかったとあるが、市民有志は細流の保全作業を定期的に行なっている。市は細流の保全をどのようにしたいと考えているか？また具体的に細流の保全が進まなかった理由は？	行谷の保全については、特別緑地保全地区候補地である樹林部分だけでなく、谷戸底や細流の周辺の農地や草地と一体的に検討したいと考えています。こうした中、細流の保全については、洪水調整施設整備事業の進捗状況を踏まえながら検討を行います。 なお、洪水調整施設整備について、市民団体等への説明は行っていませんが、事業主体である県に対しては、当該地がコア地域の一部であることから、自然環境保全への配慮を要望しています。
34	26	重点9	行谷の細流の保全の手法を具体的に示してほしい。	
35	26	重点9	細流の保全は、環境市民会議ちがさきエコワークの「茅ヶ崎の自然環境を考える会」と「自然環境部会」が市民に呼びかけて保全活動していたが、エコワークが解散したので、市民団体として細流やその周辺のツリネソウが咲く場所の保全作業や観察会を行っている。 「細流の保全については具体的な進展がなかったため、今後取り組みを検討する」と書かれているが、どのような方向性で検討するのか、聞きたい。	
36	26	重点9	この施策を、28年度に茅ヶ崎市、特に環境政策課は環境審議会で十分な審議をすることもなく、放棄したと思える状況である。コア地域にもかかわらず、自ら県の遊水地として手を挙げたことをここに記載すべきである。	神奈川県が平成27年4月に策定した「相模川水系小出川・千の川河川整備計画」では、1時間に50ミリメートルの降雨に対応できるよう、中流部から上流部の区間に遊水地を整備して、治水安全度を向上させることとしています。当該地域については、自然環境上重要な地域ではありますが、河川氾濫を防止し、市民の生命・財産を守るために、洪水調整施設整備は必要であると考えています。
37	27	重点10・11	県立里山公園の保全部は、県の主導で管理が行き届き、市民団体が行なう子どもたち向けの自然観察会、勉強会にも利用されており、大変結構なことであるが、周辺道路建設によって公園周辺の里山景観が失われないように十分配慮してほしい。	道路整備については、隣接している公園側をはじめ、関係機関及び関係団体と協議し、景観に配慮した整備を進めます。
38	27	重点10・11	柳谷周辺には道路が周囲を囲むように現在も建設され続けています。生物多様性のためには柳谷を孤立させるものとなり、今後の計画の修正を望む。	県立茅ヶ崎里山公園は、里山の環境に配慮した公園として整備されており、県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備事業につきましても、県立茅ヶ崎里山公園と一体的に事業を進めていくものです。今後も、周辺環境に配慮した事業を進めていきますので、御理解のほどお願いします。
39	27	重点10・11	里山景観はもちろん、家の裏側の樹林等は、貴重な茅ヶ崎市の自然環境である。しかし、4月施行の「茅ヶ崎市緑の保全等に関する条例」では、保存樹林は市街化調整区域では指定されないこととなった。どのような制度でこれを保全していくつもりなのか、教えてほしい。	県立茅ヶ崎里山公園周辺の柳谷の保全については、土地利用基本条例など制度や周辺道路などの公共施設整備と併せて検討していきます。
40	29	重点12	キャンプ場の自然環境保全計画が作成され、植物の保全部が進められているが、これからもぜひ継続してほしい。 またキャンプ場の管理運営に22,815千円の費用が計上されているが、その内訳と採算性は？	植物の保全部については、継続してしっかりと進めていきます。主な経費の内訳は、キャンプ場の施設管理にかかる委託料、光熱水費等のほか、負担金(人件費、消耗品等)となっています。現在は歳出が使用料収入を上回っているため、今後は管理運営手法を検証しつつ、課題解決を図ります。



No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
41	29	重点12	柳島キャンプ場の自然環境の保全管理計画は、エコワークが協力して作成したが、その後の保全管理作業は特定の市民団体のみが行っている。今後の保全活動の市民の参加をシステムとして考慮すべきではないかと考える。	引き続き保全管理計画に基づき、キャンプ場の運営団体による、適正な管理に努めます。
42	29	重点12	ミニコミ自然ミュージアムは、エコワークが声をかけて市民が協力して作成・設置したが、その管理は、今後誰が行うのか、教えてほしい。	現在は公園緑地課が管理しており、今後も同課が管理していきます。

### 施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
43	30~31	目標3・4	緑被率が目標に比べて大幅に下回っている。今後対策を充実させるようであるが、昨今、市街化区域の公園や市街化調整区域の樹木の土地開発が進んでいる中、どんな対策を考えているか？新しく制定されたみどりの保全に関する条例では、十分に対応できないのではないか？	緑被率の推移を平成元年と平成27年で比較すると市街化調整区域では58.99%から54.55%に減少、市街化区域では20.00%から9.07%の減少となっています。こうした状況の中、市街化区域では保存樹木の指定等の施策を推進してきました。また、平成29年4月の「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の改正により、緑化が必要になる特定開発事業の対象を拡大しました。
44	32~33	重点13	既に緑被率は目標を下回っている。緊急性を要する事態と考えるが、今までと同じ施策を行っているだけである点が、理解できない。特に今年に入り、伐採された東側の赤羽根斜面林(5,000㎡)を保全する担保が何もないなどの課題はどうするか。	市域の大半が民有地であることや財政状況などの課題もあり、全てを一律に保全するのは難しい状況ですが、より効率的に生物の多様性が高い地域や市民生活を豊かにするみどりの保全・再生・創出を推進していきたいと考えています。
45	32~33	重点13	保存樹木、保存樹木への助成によって保存樹木面積が増えたことは評価できる。一方、この重点施策の予算施行状況を見ると、環境関係の予算の中で、保存樹木・樹木、街路樹の管理などに比較的大きな費用が計上されているが、この重点施策は、まちの魅力である「みどり豊かな環境」を守るために必要な費用なので、継続的な予算計上をぜひお願いしたい。	保存樹木・樹木の指定は、重要な施策であると考えています。財政状況をしっかり見極めながら、市域全体のみどりを効率的に保全・再生・創出するために、必要に応じて制度のあり方の検討を行います。
46	32~33	重点13	市民から寄付してもらい、公有化された中赤羽根斜面林の保全についても何ら手立てが出されていない。エコワークでこの場所の手入れや散策路を作って一般市民に開放するなどの考え方があって、講座等も行なったが、行政としては今後どうするか、的確な保全管理について聞きたい。 また、斜面林の樹木の剪定を行い、適切な保全を行ったと書いてあるが、剪定は道を挟んだ下の家に迷惑をかけないようにと切られたもので、胴切りをされ、樹木の保全とは言い難い。こんな書き方はほしくない。	中赤羽根斜面林の保全については、引き続き安全管理・適正管理に努めていきます。また、管理方針については、管理手法、管理団体の設置等の検証をしつつ、今後の検討課題とさせていただきます。
47	32~33	重点13	生け垣築造だけに助成を行い、生け垣にたいしての助成を打ち切ったことも明確に説明する責任があると思います。行政に都合のよいことだけ書かれているような誤解を生みます。	生け垣の保全に対する助成制度については、事業の見直しを行った結果、平成27年度で終了しました。引き続き、生け垣築造に対する助成や保存樹木制度などの他制度を活用した施策の推進を行っていきます。
48	32~33	重点13	市民の有志が斜面林の外来種(トキワユクサ)の除草を継続的に行っていたことは、公園緑地課に届出を出しているために分かっていると考えるがどうして記載はないのか。	斜面林の外来種の除草について、市民の有志の皆様が継続的に実施してくださっていることは承知しています。記載方法については、今後の報告書作成にあたっての課題とさせていただきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
49	32～33	重点13	茅ヶ崎市の天然記念物の樹木は、鶴嶺八幡社の参道の松並木以外は、現在ほとんどが枯れて指定が取り消されている。これらは課題ではないのか。今後の指定等はどうするのか。	鶴嶺八幡社の参道松並木は、松並木の景観が貴重であるため天然記念物に指定しております。そのため、枯死した場合は補植を行い、松並木の景観の保全を行います。一方、一昨年度指定解除に至った樹木は、その木に価値があるため、その一木を天然記念物に指定しておりました。生きものの天然記念物は、生きてることが指定要件となりますので、枯死した場合はやむを得ず指定を解除せざるを得ません。 市指定天然記念物が、衰弱・枯死しないよう栄養剤の樹幹注入等の処置を行います。生きものなので、やがて枯死することは避けられません。 現在新規指定に向けて、候補種の選定作業等の準備を進めております。
50	32～33	重点13	課題の街路樹の剪定については、以前から提案しているが、樹種によって剪定期が違い、それを計画的に実施すれば、市民からの要望に追われることはないと思われる。仕事の仕方を変えてほしい。	街路樹の剪定については、現在常緑樹、落葉樹等の樹種により剪定期を変えて実施しておりますが、今後はさらに一歩進め、路線毎の本数、樹種等のデータを活用しつつ、効率的かつコスト面にも配慮した剪定を実施していきます。
51	32～33	重点13	課題に「近年の酷暑……に厳しい環境があります。」とあるが、これは茅ヶ崎市としてはどんな課題なのか、理解ができない。	施策の概要にあるとおり、保全を図っておりますが、自然災害等には対処しきれないことが課題となっており、これは茅ヶ崎市においても、他自治体においても課題となっているところです。 気象条件が悪化していくことで、天然記念物に指定した樹木の生育にとって、厳しい条件となります。
52	34～35	重点14・15	農業人口や農業用地が少ない茅ヶ崎市において、農地の保全と耕作放棄地の再生について、国の農業政策・制度改革に合わせて、工夫・改善を試みていることは大いに評価したい。	今後も国の農業政策・制度改革を踏まえ、本市として各種事業の持続可能性を十分検証し、創意工夫をしながら取り組みを進めていきます。
53	34～35	重点14・15	総合計画審議会で、農業委員長が生産緑地を今後すべて宅地開発すれば、茅ヶ崎市の人口は維持できるという発言をしている。こんな農業委員会では、農地の保全・再生はできない。	農業委員会では、生産緑地は保全すべき農地として、関係機関と連携し、農業者からの相談等にも対応しているところです。今後も都市における農地の適正な保全及び有効な活用が図られるよう努めます。

## テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

### 施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
54	36	目標5・6	昨年度保存樹林を2か所解除しています。それは記載すべきこと。みどりの計画にある保全配慮地区の効果がまったくない。接道部分の樹林は残すなど、なにか工夫をしてほしい。市街化調整区域の保存樹林、保存樹木は条例から外したことも明確にして、市街化調整区域のまとまりのある樹林、大きな樹木をどう守るのか対策を出してほしい。	保存樹林の更新継続にあたっては、沿道部を含めた樹木の残存や市民緑地など他制度への転換などについて調整を行っています。土地所有者の意向もあり、全てを保全するのは難しいのが実情です。
55	37	重点16・17	当初の計画から大幅に遅れたが、条例が制定されたことは評価したい。ただし、折角、みどりの保全地区に関する条項を設けたにもかかわらず、みどりの保全地区の定義が不明確なままであるため条例の効果が低くなっている。基本計画書の概要に、特緑指定地区のほか、指定候補地周辺、その他の自然環境保全上の重要な地域を「みどりの保全地区」に指定するとあるが、この定義をみどりの保全条例の定義に使わなかった理由は？管理団体の設置を意識したと思うが、条例を補完するはずの要綱においても全く同じ表現では意味がない。	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」においては、みどりの保全地区制度そのものを位置づけており、要綱でその具体的な手続きを規定したものです。条例の改正は環境基本計画を踏まえて行いましたが、条文化にあたって文言の整理を行ったものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
56	37	重点16・17	環境基本計画で要請しているのは、消失の危機にある自然環境を保全するための条例であったはずだが、出来た条例はそれには到底対応できる条例ではない。これで環境審議会は良いのか。十分な検討をし、今後の改正に向けて、答申を出すべきである。	条例の改正にあたっては、これまでの課題や今後の社会情勢を見据えたくうえで、必要な対応を規定したと考えております。今後、運用を行い、みどりの保全を進めていきたいと考えています。取り組みの推進にあたっては、環境審議会と連携を取りながら進めていきます。
57	37	重点16・17	今までも市民側が出してきた規制に対する提案等は全く記載されなかった。その後の条例を策定する時に行われたパブコメには、条例案が書かれておらず、市民が出した意見等も無視され、市民参加が形骸化している。これで、どんな自然環境が保全されるのか、注視したい。	条例の改正にあたっては、その考え方をお示しすることで御意見をいただきました。その後、条文や施行規則、要綱を整備しました。今後、本条例の運用を行い、みどりの保全を進めていきます。
58	37	重点16・17	みどりの保全等に関する条例に記載がある保全すべき地域の指定は、具体的な場所が特定されていないがどの場所が指定できるのか、可能な候補地があるなら公表すべきである。	現時点では、お示しできる具体的な候補地はありません。今後、自然環境評価調査の結果などを活用し、検討を進めます。なお、これまでに保存樹林制度でも条例や規則、要綱で制度内容を規定したうえで、具体的な指定を行っています。
59	38	重点18	実情に合うように施策内容が変更されたことには賛成である。しかし、現状の運用では審議会で報告される会議録には、どんな情報を共有したかが記載されているだけである。PDCAで事業を進めるためには、情報の共有によって、どこの部署が、どんな対策を行ない、どのような結果になったかを検証できる仕組みが必要であり、庁内会議の会議内容はしっかりと記録に残し、それに基づき事業を進めることが大切である。	自然環境庁内会議については、環境審議会、みどり審議会において、それぞれ必要に応じた情報提供を行っています。会議では、土地利用についての相談など正式な手続き前の未成熟な情報についても共有し、案件に応じた対応を検討しているため、場所等の具体的な内容については、公表できないことがあります。土地利用に関する事案以外にも、自然環境に関する情報については幅広く共有するように努めます。また、周辺の自然環境に影響がある場合などは、市民団体への周知などを検討します。
60	38	重点18	行政の会議なので、しっかりとした会議録を保存しておいてほしい。	
61	38	重点18	自然環境庁内会議は、各課の情報共有や連携だけでなく、課題解決の方法の検討や実施に向けた対策などがされる必要がある。	
62	38	重点18	特に市民への周知が必要な内容や市民の協力が必要な場合についてもここで検討してほしい。	
63	38	重点18	この自然環境庁内会議の報告は、環境基本計画の施策であるために、環境審議会だけに行なわれている。しかし、内容はみどり審議会に大いに関係する内容であり、今後はみどり審議会にも同じように報告すべきである。	
64	39・40	目標7・ 重点19	景観みどり課がみどりの基本計画の改定版に生物多様性地域戦略を盛り込むことを考えているが、生物多様性地域戦略は元々環境省が提唱した施策であり、まちづくりに及ぼす影響がかなり広範囲に及ぶことも考えられる。生物多様性地域戦略の策定に当たっては、環境基本計画にある生物多様性地域戦略のとの整合性について、関係各課で十分な調整をお願いしたい。	

## 施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
64	39・40	目標7・ 重点19	景観みどり課がみどりの基本計画の改定版に生物多様性地域戦略を盛り込むことを考えているが、生物多様性地域戦略は元々環境省が提唱した施策であり、まちづくりに及ぼす影響がかなり広範囲に及ぶことも考えられる。生物多様性地域戦略の策定に当たっては、環境基本計画にある生物多様性地域戦略のとの整合性について、関係各課で十分な調整をお願いしたい。	生物多様性の保全及び持続可能な利用については市の幅広い施策と関連するため、基本的な考え方を「茅ヶ崎市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)」と「茅ヶ崎市環境基本計画」で共有し、関連する個別計画や施策で取り組みを推進することを検討しています。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
65	39・40	目標7・ 重点19	<p>環境政策課で生物多様性地域戦略を作成したほうが良かったのではないかと。6年前に予算を使い、コンサルに頼んで生物多様性地域戦略の案を作成しながら、担当課の都合で出来なかった。</p> <p>現在、特別緑地保全地区でも他の場所でも、外来種などで生物多様性が侵されようとしているが市民への周知・啓発は十分に伝えられていないのが現状である。</p> <p>地域戦略が策定される前でも、簡単なガイドラインを作成し、市民への的確な周知・啓発をすべきである。</p>	<p>現在行っている「茅ヶ崎市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)」改定において、過去に作成した「生物多様性地域戦略(素案)」の検討内容も活用しています。今後、生物多様性地域戦略の検討に併せて、ガイドラインの検討も行っていく予定です。</p>

### テーマ3 資源循環型社会の構築

#### 施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
66	41・42	目標10	<p>目標10の資源物の割合②収集後の選別処理により回収したものは、資源物以外の例えばもやせないごみや大型ごみとして収集したものから選別回収したものか？</p> <p>P.42の資源物排出量の推移(表)で、新聞・チラシ、本、雑誌、雑紙の排出量が予測より大幅に減少しているが、私が住む住宅地の現状では新聞やチラシは新聞社の委託回収車がきて、トイレットペーパーと交換しており、ごみ収集ステーションに出されるものはほとんどなくなった。その影響が考えられないか。また、若い世代が新聞からスマホで情報を入手することが多くなり、新聞自体の発行部数が減ったことも考えられる。このことが、資源リサイクル率が予測通りの上昇しない要因の一つではないか。</p>	<p>収集後の選別処理により回収したものは、燃やせないごみや大型ごみとして収集したものから選別回収したものです。</p> <p>新聞・チラシ、本、雑誌、雑紙の排出量の減少については、他市においても同様の話を聞いており、ご推察のとおりと考えております。</p>
67	43	重点21	<p>リフューズの考え方は、マイバック推進会議の長年の活動や市や市民団体の学校出前授業などでかなり普及したが、マイバック推進会議の解散後も、リフューズが風化しないように、環境イベントを通して啓発を続けることが大切である。</p>	<p>御意見のとおり、あらゆる機会を捉えて啓発に努めていきます。</p>
68	44～45	重点22	<p>生ごみ処理容器の普及は、もやせるごみの焼却エネルギーを削減する意味でも、水分率の高い生ごみの削減に使われるのでよい施策であるが、設置場所の問題もあり、市民家庭菜園などでの活用を増やす方策の検討が必要と思う。また、生ごみの水切りをさらに徹底するよう呼びかけを行なうことも大切である。</p>	<p>家庭菜園利用者に対しては、機会を捉え直接生ごみ処理容器についての説明を行い、家庭菜園での利用を促しています。また、生ごみの水切りについては、これまでと同様にごみ通達などがさきなどを通じて啓発を行っていきます。</p>
69	46～47	重点23	<p>大型家具の分譲に500円以上の寄付を導入したことは市にとっても利用者にとってもリユースの環境価値を感じられる点でよかったと思うし、新庁舎市民プラザのデジタルサイネージでPRしたのはよかった。さらにリサイクルセンターでの製品在庫状況やリサイクル家具の写真の展示会を定期開催して利用者を募集することも考えられる。</p>	<p>利用者の皆様の御理解、御協力により前年度の寄附額を大きく上回ることができました。展示するリサイクル品につきましては、申込期間が始まる前にホームページにて写真掲載を行っております。リサイクル品展示室につきましては、引き続き広報紙等での周知を図るとともに、環境フェアやなんでも夜市などのイベント時に出張展示を実施することで、リユースの推進並びにリサイクル品展示室の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。</p>



No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
70	48～49	重点24	<p>従来からの資源物分別に加え、小型家電回収などの施策が社会情勢に合わせて導入実施され、効果を上げている点は評価できる。これからも効果が期待できるものは進めてほしい。</p> <p>リサイクル率向上の足かせとなっている植木選定枝の処分について、他市の事例などの調査をされたようですが、現在、ごみに排出される植木選定枝は焼却設備で焼却しており、無理にガス化や堆肥化を考えるのではなく、現在の焼却処理の中で、必要なら発電機を増設し余剰電力を「(株)エネット」のような電力供給会社へ売電し、契約売電量を増やすことはできないか。バイオマス発電は、自然エネルギー利用技術の一つであり、発電機を増設投資も含めてバイオマス発電(ガス化なし)を検討してみてもどうか。</p>	<p>剪定枝の資源化は、搬入先の確保、事業系剪定枝の取り扱い、寒川町との調整、経費などの課題があり、現状では、焼却施設で焼却しています。その焼却施設では、現在、焼却炉の基幹改良工事を実施しており、発電能力を上げ、平成30年度から売電量を増やす方向で進めています。</p> <p>しかしながら、剪定枝の資源化は最終処分場の負荷の軽減、焼却灰の再資源化に要する経費の削減に繋がることから、長期的視点で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、バイオガス処理施設については、平成28年度に藤沢市・寒川町と2市1町で検討をした結果、導入を見送ることとしております。</p>
71	50～54	目標10-13 重点25・26	<p>関係各課の明確な方針と取り組みにより着々と成果が上がっている数少ないA評価がついた重点施策であり、地産地消がもつ環境価値(資源循環とCO<sub>2</sub>削減)の面からもよい施策なので継続してほしい。</p> <p>環境配慮型農業は大切であるが、エコファーマーの登録は制度改革(対象が個人営農から団体営農へ)もあり、茅ヶ崎市のような小規模個人経営の農業では増加は一層難しいと思う。</p>	<p>市民農園の開設数は毎年度安定的に推移しており、市街化区域内の相談件数も増加しています。今後も少しでも多くの農地を存続し、地産地消を踏まえ積極的な活用を図ります。</p> <p>環境保全型農業直接支援事業補助金の対象者は、平成27年度の法整備に伴い、対象が個人から団体に移行しましたが、引き続き各種事業の持続可能性を十分検証し取り組んでいきます。</p>

#### 施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
72	55～59	目標14・15 重点27	<p>目標14の進捗状況夏の省エネコンテストのデータであれば、※表示の脚注ではなくタイトルに明記し、読む人に分かりやすいデータとする。</p> <p>情報発信・啓発活動において、大変たくさんの方が進められていることは評価したい。情報提供手段として、パソコン、スマートフォン時代に対応すべく、市のホームページ掲載が多くなっているが、市のHPには環境情報をまとめた窓がなく、アクセスするのが大変。また、窓があっても内容が市民がアクセスしやすいように整理されていない。窓にキーワードを入れると検索できるようにしてほしい。また、担当課によってホームページへの情報(会議録など)の掲載時期がばらばらであり、予告情報と終了情報の管理もバラバラである。ホームページへの予告情報提供時期や終了情報のアーカイブスを作り、保存期間あるいは保存場所が分かるようにしてほしい。</p>	<p>56ページの目標15の進捗状況「●月毎のエネルギー(電気)使用量を前年度よりも削減できた世帯数」については、読み手の方に分かりやすい表記となるよう来年度の報告書の作成にあたり工夫していきます。</p>
73	55～59	目標14・15 重点27	<p>2017年2月から3月にかけて実施された省エネ活動展への出展を機に、ちがさきエコネットへ登録させていただきました。イベント実施時には、ホームページ等で広く周知していただきましたが、今後もこのような広報活動を続けていただきたいと思います。</p> <p>茅ヶ崎エコネットの登録数は増加しているとのことですが、まだ知らない方も多いのではないかと思えます。本取組に参加することのメリット等を押し出すことで、認知度向上につなげ、さらなるエコ活動普及に努めていただければ幸いです。</p>	<p>「エコ事業者による省エネ活動展」は、事業者が日頃行っている省エネに関する取り組みを広く市民の皆様にご紹介することを目的として新たに実施したもので、展示や実験イベント等、事業者様に御協力いただき、9日間で約1,200人の方々に御来場いただくことができました。</p> <p>ちがさきエコネットは、平成27年4月の運用開始から2年が経過し、登録数も徐々に増えていますが、御指摘のとおり、まだ認知が足りていないと認識しております。</p> <p>このため、今後も、イベントの企画やコンテンツの充実など、エコネットに御登録いただくメリットを創り出し、様々な機会を捉えて広報活動を行うことで、登録者数を増やし、市民・事業者・市の連携による地球温暖化対策の取り組みを進めていきたいと考えております。</p>



No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
74	60~62	重点28・29	<p>各種補助金制度の活用による太陽光発電設備やLEDの導入が進展したことは評価したい。</p> <p>導入された省エネ機器の個人向けと事業者向けを整理して、今後の普及に役立ててほしい。また、焼却場の発電電力の売電において、電力供給会社を(株)Fパワーから「(株)エネット」に変更したことによって、CO<sub>2</sub>も削減できたとあるが、その理由は再生エネルギーの割合が高いため？売電収入はどうか？「(株)エネット」紹介記事があるとよい。</p>	<p>太陽光発電設備やLEDの導入等の省エネルギー機器等については、市域のCO<sub>2</sub>の排出量の抑制のため、今後も普及に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>電力提供会社を変更したのは、焼却場(環境事業センター)での発電電力ではなく、本庁舎をはじめとした45の公共施設において使用する電力です。</p> <p>変更した理由は、平成26年10月からの2年間の契約期間終了に伴うもので、一般競争入札の結果、(株)エネットに決定しました。</p> <p>PPS導入による削減効果については、45施設で使用した電気使用量に(株)エネット及び東京電力エナジーパートナー(株)が公表しているCO<sub>2</sub>の排出係数を乗じてそれぞれのCO<sub>2</sub>の排出量を算出し、比較した結果となります。</p>

#### 施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
75	63~65	目標16 重点30	<p>駅の他市町からの利用者を含むとはいえ、公共交通機関の利用者数が増加している傾向が見られることは意識啓発とCO<sub>2</sub>の削減につながっているものと評価したい。</p> <p>北部循環コミュニティバスはダイヤを改正してもあまり効果が見られないように思われる。乗り合いタクシーはどの程度利用されているのか？ダイヤ、料金、乗り継ぎなどについて、再度市民の意見や希望を聞いてみてはどうか。同じ神奈中バスの運行であり、主要道路での停留所は同じ所なので、料金システムの導入費がかかるが、SUICAやPASMOなどが使えるようにして、茅ヶ崎駅行きバスなどへの乗り換えをできるようにすることはできないか？</p>	<p>コミュニティバス北部循環市立病院線は平成29年3月に利用の少ない最終便運行を取りやめ、代わりに朝第一便として7時文教大学発を新設しました。現在は利用状況の把握を行っているところです。</p> <p>また、予約型乗合バスの利用者数は伸びが鈍化しているため、本年度は利用者に対するアンケートを実施するとともに自治会の皆様のご意見を把握しながら、実情に合った運行改善に取り組んでまいります。なお、ICカードの導入は整理しなければならない事柄が何点かありますので、タイミングを見極めながら事業実施に努めていきます。</p>

#### テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

##### 施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
76	68~71	目標17 重点32・33	<p>C-EMSは環境政策課、自然環境・生物多様性は景観みどり課、外部研修や資格別研修は職員課が行なっているが、課内のC-EMSの研修状況にばらつきがあることが課題として記載されており、C-EMSの研修のやり方や使用テキストを工夫・改善することをぜひ進めてほしい。</p>	<p>C-EMSは、各部局において年度毎に目標を設定し、取り組みを進めていくことが特長ですが、目標設定の内容や設定に向けて実施する課内研修の内容にばらつきがあることが課題となっております。</p> <p>このため、今年度当初のマネージャー研修では、目標設定に際し半期ごとの振り返りの際に定量的な評価ができるよう数値化できる目標を設定するよう依頼するとともに、事務局としても半期ごとのふりかえりや年1回の外部監査において、各部局における目標達成状況を確認していきたいと考えています。</p>
77	68~71	目標17 重点32・33	<p>茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム(C-EMS)は、外部監査の結果、適切かつ効果的に運用されているとなっている。しかし、27年度の道路改修工事において、自然環境に対するチェック機能が何ら働いておらず、道路脇の斜面へ外来種の多様な種が埋め込まれたシートが利用されて、それまであった在来種の豊かな土手が消失した。この点について、環境政策課が責任をもって、外部監査から庁内に結果を出してもらおうと約束していたはずである。どのような監査からの指摘と対策がされたのか、記載すべきである。なければ、今後、どのような対応をとるのか、お聞きしたい。</p>	<p>市では、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)の客観性や透明性を保つため、外部監査機関による監査を年1回実施し、公共工事の際の自然環境の配慮について、書類上でのチェックを行ってきました。</p> <p>平成27年度からは、書類のみでのチェックに加え、書類に基づくヒアリングを行い、外部監査機関が工事担当課の職員と直接話す場を設けることで、職員の意識を高める取り組みを行っています。</p> <p>外部監査の結果については、庁内イントラネットにより共有していますが、今後は、外部監査機関から監査結果を職員に直接伝える報告会の開催などを検討しているところです。</p> <p>外部監査のヒアリングは、時間の都合上対象となる課かいを絞っているため、御指摘の工事の担当課は監査対象となっていませんでしたが、今後もこうした取り組みを継続することで、公共工事の際の自然環境の配慮について、実効性の向上に努めていきます。</p>

### 施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
78	72~77	目標18 重点34・35	データから多くの市民が市や市民団体が開催する環境イベントに参加していることが分かるが、現実には、いまのままの状況では高齢化が進む中、活動員は減少傾向にあり、本来の目標の環境活動に参加し実践する市民の数の増加はあまり期待できない。若年層のイベントへの参加とイベントに参加した人が自らイベントを実施する人によって変わっていくような意識付けの方策を考える必要がある。	御意見にもありますように、若年層が環境に関するイベントに関心を持っていただけるような取り組みが必要だと考えています。 「環境フェア」では、環境分野について学んでいる大学生が自ら企画実行委員会に参加していただきました。一方で高齢化が進み昼間人口が確実に増加するなかにおいては、そうした方々が積極的に環境活動に参加することも重要であると考えています。 今後は、幅広い年齢層の方にも関心を持っていただけるような事業を企画していきます。

### 施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
79	78~80	目標19 重点36・37	スクールエコアクションは市内中学校の環境活動として定着してきたことや地域の資源(自然や文化遺産)を活用した市または環境団体による出前授業なども継続的に行われていることは高く評価できる。表からは多くの市民が市や市民団体が開催する環境イベントに参加していることが読み取れるが、環境政策課が作った市HPに掲載の「環境学習News」などがさらに学校で積極的に活用されることを期待したい。 環境問題はますますグローバル化し、環境省や気象庁から新たな知見が報告されるようになってきている。地球温暖化や生物多様性、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための教育)などの情報が市民に的確に伝わるためには、この分野の学識者や環境省登録の有識者の活用も考えることが求められる。	環境に関する取り組みについては、各学校で実施されているところですが、市ホームページ等を活用した情報共有をさらに進め、取り組みの広がりを推進してまいります。今後も、環境教育等に関する情報の発信に努めてまいります。

### ③その他

No.	意見の内容	市の考え方
80	環境市民会議ちがさきエコワークが要綱廃止に伴い、消滅しました。環境団体の支援を各々していくことでした。1年が過ぎて、その効果を挙げてください。	市では自ら環境活動を実践する人を増やすことが重要であると考えています。そこで、平成27年度末の環境市民会議「ちがさきエコワーク」設置要綱の廃止以降、個々の団体の活動内容の周知・紹介等を行っているところです。今後は各団体がどのような支援を望んでいるのかをしっかりと把握し、より効果的な支援を行います。
81	第5章 計画の確実な推進のために (評価なし) この環境基本計画(2011年版)の施策が推進されるために、環境基本条例を基本とし、どのように進める必要があるかが書かれているのが、この第5章です。特に、ここには「計画の推進における各主体の連携の強化」に連携しなければならない主体がしっかり書かれているので、それらがどのような活動、動きをしているかが重要である。これについての検証をするべきである。 それとともに、この計画を推進する市民側の大きな主体であった環境市民会議「ちがさきエコワーク」をなくすにあたり、環境審議会の議題としてかけることもせず、行政側が勝手に廃止してしまったことは環境基本条例や環境基本計画をないがしろにする結果となり、理解に苦しむことであった。 既に環境市民会議「ちがさきエコワーク」は、設置要綱を廃止されたために解散となったが、今後 この環境基本計画の推進をするならば、市民・事業者が主体的に関われるシステムをどうするか、早急に提示すべきである。 今まで、私たち環境市民会議「ちがさきエコワーク」がこの環境基本計画を推進するためにボランティアで多くの時間と労力を費やし、行政とともに活動してきた実績を無駄にしてほしくないのが切なる願いである。	進捗状況報告書については、重点施策に焦点を絞った内容としているため、第5章に関する検証は行っていません。環境市民会議「ちがさきエコワーク」解散後の市民・事業者との連携については課題であり、各主体との関係性を構築しながら、検討していきたいと考えております。